

DC NEWS

損保ジャパンDC証券

No. 67

*DCは、Defined Contribution (確定拠出年金)の略です。

発行：損保ジャパンDC証券

【外資系企業様向け 第16回『確定拠出年金導入セミナー』を開催いたしました】

当社は、去る2009年9月8日に新経団連会館(大手町)におきまして、外資系企業様を対象に「確定拠出年金導入セミナー」を開催いたしました。当セミナーも、おかげさまで16回を迎えることができました。日英同時通訳によるプレゼンテーションならびに日英翻訳資料は、毎回来場者の皆様にご好評をいただいております。



今回のセミナーでは、当社講師より企業年金の現況、投資教育や制度設計等についてのご案内に加え、社外より講師をお招きしDC導入検討時の着眼ポイントについてご説明いただきました。当日は、多数の人事・財務ご担当者にお集まりいただき、大盛況のうちに幕を閉じました。

今回のセミナーでは、当社講師より企業年金の現況、投資教育や制度設計等についてのご案内に加え、社外より講師をお招きしDC導入検討時の着眼ポイントについてご説明いただきました。当日は、多数の人事・財務ご担当者にお集まりいただき、大盛況のうちに幕を閉じました。

- | | |
|-----|--|
| 第一部 | 企業年金の現況(適年移行の近況報告)
スコット・ウォーカー
(DC営業開発第二部 ヴァイスプレジデント) |
| 第二部 | 講演
最新実例によるDC導入検討時の着眼ポイント
プライスウォーターハウスクーパスHRS株式会社
谷岡 綾太(年金数理人) |
| 第三部 | 確定拠出年金導入における制度設計の実際
井上 慶吾
(数理設計コンサルティング部
シニアコンサルタント) |
| 第四部 | 確定拠出年金 投資教育の現場から
大川内 由美子
(損害保険ジャパン
営業企画部 確定拠出年金推進室 課長) |



当社は、確定拠出年金の制度運営に関する業務をすべて自社にてご提供(バンドルサービス)しており、外資系企業様からの受託実績では業界トップレベルにあります。

当社では、今後とも外資系企業様のニーズにお応えすべく定期的にセミナーを開催させていただく所存です。

(おわり)

【法改正の現状について】

これまで何度か本紙でお伝えしてきた、マッチング拠出の実施等の制度改革については、先の通常国会に改正法案が提出されていましたが、7月21日に衆議院が解散されたことから、審議未了のまま廃案になりました。

一方で拠出限度額の引き上げのように、国会の審議を要しない政省令の改正については、予定通り実施されることとなります。

今回は、これらの制度改革の現状について、簡単に整理して解説いたします。

1.改正が実施される事項

以下の改正については、政令（施行令）および省令（施行規則）の一部改正により実施されます。

(1) 拠出限度額の引き上げ（平成22年1月施行）

下記のとおり拠出限度額が引き上げられます。

		改正前	改正後
企業型年金	企業年金がない場合	月額4.6万円	月額5.1万円
	企業年金がある場合	月額2.3万円	月額2.55万円
個人型年金	第2号加入者（※1）	月額1.8万円	月額2.3万円
	第1号加入者（※2）	月額6.8万円	変更なし

（※1）企業年金も企業型年金も実施していない企業の従業員等

（※2）自営業者等

(2) 企業型年金における基礎年金番号届出の義務化（平成21年10月施行）

これまで基礎年金番号の管理義務が明確でなかった企業型年金において、届出および保存義務が明示されます。これに伴い、住所不明による年金受給漏れを防止するために、確定拠出年金や確定給付企業年金の住所不明者について、社会保険庁が保有する公的年金の加入者の住所情報との照合が可能となる見込みです。

なお、制度改革とは異なりますが、厚生労働省では、企業型年金の実施事業主に対し、退職者への説明事項や個人情報の取り扱いについての指針を取りまとめることを検討しています。

2.今回廃案となった事項

衆議院解散に伴い確定拠出年金関連法案が廃案になったことから、これらに盛り込まれていた以下の改正については、新政権下で改めて検討されるものと思われます。年金記録問題への対応や公的年金制度改革など、政権公約により取り組むべき課題は多く、企業年金関連の今後の改正動向について注視が必要です。

(1) マッチング拠出の実施

企業型年金において、事業主拠出額と個人拠出額の合計が拠出限度額の範囲内、かつ個人拠出額が事業主拠出額を超えない範囲内で、個人による上乘せ拠出を可能とする改正案です。

(2) 住基ネットからの住所情報の取得

住所不明の給付金未請求者への給付請求勧奨のために、事業主が企業年金連合会に対して、住基ネットを通じた情報収集業務を委託できるようにする改正案です。

※以上「企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込まれていた事項

(3) 資格喪失年齢の引き上げ

60歳以降の就労機会の拡大、厚生年金の支給開始年齢の引き上げを背景に、企業型年金規約の資格喪失年齢を60歳から65歳の間で定めることにより、60歳以降引き続き雇用される者について拠出を可能とする改正案です。

(4) 脱退一時金支給要件の緩和

企業を退職し、自営業者や企業年金制度がない企業に転職した者が、2年以上継続して個人型年金の運用指図者であり、個人別管理資産額が25万以下である等の一定の要件を満たす場合には、個人型年金からの脱退を認めることを可能とする改正案です。

(5) 運用商品の除外要件の緩和

加入者等に提示している運用商品を除外する場合、原則としてその運用商品を選択している全員の同意が必要ですが、規約に除外手続きを定めた場合には、労働組合または従業員代表の同意により除外を可能とする改正案です。

(6) 投資教育の拡充

事業主の努力義務である投資教育について、加入者の資産運用の知識向上と運用指図への有効活用のため、継続的に実施するよう求める改正案です。

(7) 自動移換者の給付

加入者でも運用指図者でもないことから、他制度に移換しない限り給付の手続きが行えない自動移換者について、個人型年金加入者とみなして給付を可能とする改正案です。

以上「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」に盛り込まれていた事項

なお、本稿は、平成21年9月時点の情報を基に作成しています。その後の状況変化等により、実際の施行状況と記載内容との間に齟齬が生じる場合がありますので、その際にはご容赦願います。

(お客様サービス部 三角真二)